

彦根市教育用(GIGA)ネットワーク機器  
一部更新・運用保守業務に係る  
プロポーザル実施要領  
および調達仕様書

令和8年(2026年)4月  
彦根市教育委員会 学校ICT推進課

## 1. 本事業の趣旨及び目的

### 1.1 調達件名

彦根市教育用(GIGA)ネットワーク機器一部更新・運用保守業務

### 1.2 趣旨・目的

本仕様書は、市内小学校 17 校および中学校 7 校(以下「各校」という)における学習用ネットワーク環境の高度化を図るため、無線 LAN アクセスポイント(以下「AP」という)、無線 LAN コントローラー、ローカルブレイクアウト(以下「LBO」という)用ルーター一式を一括調達・設置する際の要求事項を定めるものである。現行の AP の更新の他に約 150 台の追加を実施する。

令和 7 年度に再整備を実施した第二期児童生徒 1 人 1 台端末環境における更なる高密度同時接続および安定したクラウドサービス利用を可能とし、文部科学省が示す GIGA スクール構想からの NEXT GIGA における学校ネットワークの考え方に沿った安全かつ信頼性の高いネットワークを構築することを目的とする。

### 1.3 整備スケジュール

No	イベント	期日
1	RFP 公示	令和 8 年 4 月 10 日(金)
2	RFP 参加表明、質問〆切	令和 8 年 4 月 22 日(水) 午後3時まで
3	質問回答期限	令和 8 年 4 月 28 日(火) 午後5時まで
4	RFP 提出資料〆切	令和 8 年 5 月 25 日(月) 午後3時まで
5	プレゼンテーション実施日程	令和 8 年 6 月 3 日(水) 詳細は別途連絡
6	バンダー決定通知	令和 8 年 6 月 10 日(水) 予定
7	ローカルブレイクアウト用ルーター更新	令和 8 年 8 月 31 日まで
8	無線 LAN アクセスポイント更新	令和 8 年 12 月 28 日まで
9	本稼働開始	令和 9 年 1 月

※スケジュールはあくまでも現時点での予定であり、変更になる場合もある。

## 1.4 対象範囲施設

No.	施設名	児童生徒数(R7.5.1 現在)
1	城東小学校	254名
2	城西小学校	298名
3	城南小学校	648名
4	平田小学校	254名
5	城北小学校	276名
6	佐和山小学校	574名
7	旭森小学校	652名
8	城陽小学校	263名
9	若葉小学校	146名
10	金城小学校	535名
11	鳥居本小学校	86名
12	河瀬小学校	536名
13	亀山小学校	109名
14	高宮小学校	512名
15	稲枝東小学校	284名
16	稲枝西小学校	144名
17	稲枝北小学校	89名
18	東中学校	808名
19	西中学校	344名
20	中央中学校	433名
21	南中学校	603名
22	彦根中学校	507名
23	鳥居本中学校	66名
24	稲枝中学校	279名

\*各施設の住所等の情報は RFP 参加表明企業に開示する。

## 2. 基本要件及び調達範囲

### 2.1 基本要件

彦根市内小中学校 24 校の LAN 敷設と無線 LAN アクセスポイントの整備を行う。アクセスポイントの整備に関しては既存の学校用 WLC の配下に増設配置することとし、保守運用の一本化を行うこと。LAN 敷設については、各教室へ Cate6A(10G 対応)LAN ケーブルを 1 本以上配線し、100mを超える配線に関しては中継機器等も含む形で再配線を実施すること。学校内の各教室において児童生徒全員がタブレットパソコンを使用した場合でも、安定して利用できるネットワーク環境を整備すること。

本仕様書は、市内小学校 17 校および中学校 7 校(以下「各校」という)における学習用ネットワーク環境の高度化を図るため、無線 LAN アクセスポイント(以下「AP」という)、無線 LAN コントローラー、ローカルブレイクアウト(以下「LBO」という)用ルーター一式を一括調達・設置する際の要求事項を定めるものである。

### 2.2 調達範囲

- (1)既存配線はそのまま残存させ、無線 LAN アクセスポイント用に新たな Cate6A(10G 対応)配線を実施し、必要な中継機器も配備する。中継機器等についても VRF にて仮想分離することを前提として、選定すること。
- (2)既存無線 LAN コントローラーにアクセスポイントとライセンスの追加設定を実施する。無線 LAN アクセスポイントの設置に関しては全教室で全児童生徒が一斉に使うことを考慮の上、設計すること。
- (3)対象の学校は「1.4対象範囲施設」とし、対象教室は「3.5 対象教室」のとおりとする。

尚、本入札落札業者は、彦根市と打合せを行い、設計内容の確定を行うこととする。

\*学校の図面等詳細情報は本事業調達参加表明者に対して、本調達に関する代表者の受領印の提出を受けて提示したものに閲覧を許可する。

\*学校の下見が必要な場合は令和8年 4 月24日(金)に合同現地調査日を設定する。その際はヘルメット・衣服および持ち物等に会社名それを想させる表記のないものにて参加するよう注意すること。

\*既存残存の機器と共存環境にあるので、既存業者とは連携して本事業を遂行できるように調整すること。

①現行構築業者は NEC ネットエスアイ株式会社 京滋支店

②現行保守・運用業者は以下となり、既存ネットワーク環境を変更が必要な場合は以下と調整すること。

トーテックアメニティ株式会社

担当者:ネットワークソリューション事業部 西日本システム営業部 吉田様

大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル8F

TEL 06-6147-2100 FAX 06-6440-1150

### 2.3 見積上限金額

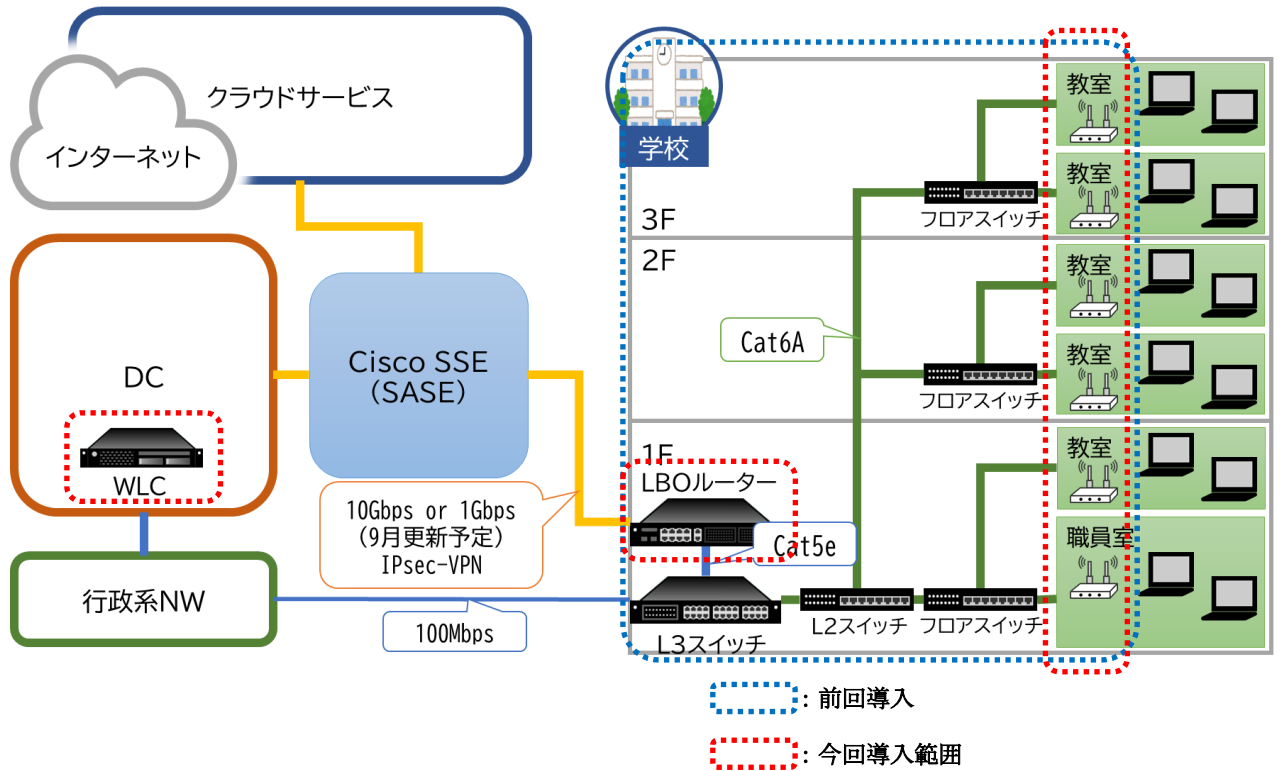
本業務に係る見積額の上限は、**200,000,000 円(税込み)**とする。

\*上記を超える金額にて提示した場合は失格とする。

支払いは令和9年1月から7年リース(84か月分割)とするため、納入価格決定後、リース会社の選定を行い、リース会社からの支払いとなる。

### 3. 本事業の調達要件

#### 3.1 事業調達範囲イメージ図



#### 3.2 現行機器構成等

※更新分は以下構成を参考に、最適構成を提案すること。

(1)基幹用 L3 スイッチ 対象外

Catalyst 9300-24P 本体 E1 24 式 対象外

- ・ Catalyst 9300 24-port PoE+, Network Advantage
- ・No Secondary Power Supply Selected
- ・Japan AC Type A Power Cable
- ・No Stack Cable Selected
- ・No Stack Power Cable Selected
- ・C9300 DNA Advantage, 24-port Term Licenses
- ・C9300 DNA Advantage, 24-Port, 5 Year Term License
- ・No Network Module Selected
- ・Cisco Ent MGMT: Lic For PI 3.x And APIC EM Solution Apps
- ・Cisco Ent MGMT: PI 3.x LF,AS & APIC-EM Lic, 1 Cat 93xx

PI3.x デバイスライセンス Cat9300 24 式 対象外

(2)L2スイッチ

Catalyst 9200L-24P-4G 本体 B1 240 式 対象外

- ・Catalyst 9200L 24-port PoE+, 4 x 1G, Network Essentials
- ・Japan AC Type A Power Cable

- ・C9200L DNA Essentials, 24-port Term license
- ・C9200L DNA Essentials, 24-port, 5 Year Term license

PI3.x デバイスライセンス Cat9200 240 式 対象外

- ・Cisco Ent MGMT: Lic For Prime Infrastructure 3.x
- ・Cisco Ent MGMT: PI 3.x LF,AS, 1 Cat 9200 Switch

(3)無線 LAN アクセスポイント 今回対象

Aironet 1852i 本体 I11 720 式 今回対象

- ・802.11ac Wave 2; 4x4:4SS; Int Ant; Q Reg Dom
- ・Cisco Aironet 1850 Series CAPWAP Software Image

- ・802.11n AP Low Profile Mounting Bracket (Default)
- ・Ceiling Grid Clip for Aironet Aps - Recessed Mount (Default)

WLC 管理アクセスポイント数追加ライセンス 今回対象  
650 式

- ・Top Level SKU for 5520 AP Adder Licenses
- ・Cisco 5520 Wireless Controller 1 AP Adder License

- ・Cisco 5520 Wireless Controller DTLS License
- ・Cisco Ent MGMT: Lic For PI 3.x And APIC EM Solution Apps
- ・Cisco Ent MGMT: PI 3.x LF, AS & APIC-EM Lic, 1 AP

PI3.x デバイスデバイスライセンス追加 今回対象  
720 式

(4)ネットワーク監視システム 今回対象

PI3.x ベース/ソフトウェアライセンス 新規 1 式 今回対象

- ・Cisco Ent MGMT: Lic For PI 3.x And APIC EM Solution Apps

- ・Prime Infrastructure 3.1 Software
- ・Cisco Ent MGMT: PI 3.x Platform Base Lic

(5)無線 LAN 端末認証装置 対象外(更新済み)

EPS-ST05-A-GIGA2-H2 1 式

- ・EPS -ST 冗長 2000 ユーザー 保証付き GIGA スクールモデル

(6)追加 機器等 今回対象

①無線 LAN アクセスポイント 今回対象 130 式

②WLC(機能も可) 2 式

③各校 LBO 用 ルータ 24 式

上記更新分と同様に以下仕様を元に最適提案を実施すること。  
現在は別途手配の教育委員会用 Cisco 製 WLC を共用。  
冗長化構成とし、以下仕様を元に最適提案を実施すること。  
クラウド環境からの集中管理も可とする。  
以下仕様を元に最適提案を実施すること。

### 3.3 配線状況等

#### 3.3.1 現況

- (1)既存環境は幹線および支線のすべてが Cat6A の LAN ケーブルで配線されている。基本的に各教室に無線 LAN アクセスポイント接続用の配線1本が引かれ、アクセスポイントが設置されている。基幹系スイッチ、フロアスイッチ、無線 LAN アクセスポイント等、必要なネットワーク機器が導入されている。
- (2)支線(フロア SW と AP 間)も基本 Cat6A にて配線。一部職員室と AL 教室は Cat5e の LAN ケーブルでの敷設となっている。
- (3)職員室基幹スイッチと各階のフロアスイッチ間に Cat6A の LAN ケーブルの配線がされている。
- (4)体育館へ Cat6A の LAN ケーブルを敷設すること。体育館内の彦根市が指定する位置に無線 LAN アクセスポイントが 1 台設置されている。
- (5)職員室に基幹スイッチが設置されており、L2 スイッチ、その他のフロアスイッチ、LBO ルーター等も設置されている。

#### 3.3.2 更新分

- (1)指定の教室に無線 LAN アクセスポイントを取り付ける(交換)すること。
- (2)配管等に十分に留意すること。

#### 3.3.3 追加分

- (1) 指定の教室に Cat6A の LAN ケーブルを敷設し、追加無線 LAN アクセスポイントを取り付けること。
- (2) 既存 LBO 用ルーターを交換設置すること。新たに必要となる配線は実施すること。
- (3) LBO 回線の 10Gb 化に伴う拠点の場合、L3 スイッチの交換や 10Gb インターフェースを導入提案の場合は、LBO 用ルーター=L3 スイッチ間の配線も考慮して実施すること。

### 3.4 導入機器の仕様等

#### 調達範囲・構成

##### 1. 調達対象機器一式

- 無線 LAN アクセスポイント(教室・特別教室・会議室・第 2 職員室等)
- 無線 LAN コントローラー(24 校分の AP を集中管理可能なもの)
- LBO 用ルーター(各校設置、Cisco Secure Access との IPSec VPN 接続に対応するもの)
- 必要なスイッチングハブ、PoE インジェクタ等の付帯機器一式
- ラック搭載金具、取付金具、ケーブル類(LAN・電源)、ラベル等
- その他本提案に必要な機器・ソリューション等については全て含めること。またその最適設置場所(費用含)も提案すること。

## 2. 導入規模(目安)・前提条件

- 既設 AP:約777 台
- 増設 AP:約 117 台(会議室・第 2 職員室等)  
※AP を天井等高所に設置する際は落下防止対策に留意すること。
- 予備機 AP:10 台(工事は不要)
- 合計 AP 数:約 900 台を管理対象とする。
- LBO ルーター:24 台(予備機 1 台以上)本ルーターを接続する教育委員会管轄の LBO 回線は 9 月に 10Gbps ベストエフォート回線に更新することから、本仕様の LBO ルーター群で当該帯域を有効活用できる構成とする。
- 端末種別:教員用・児童生徒用ともに Windows 端末(Windows 11)とし、将来の Windows Update やクラウド利用によるトラフィック増加を考慮した設計とする。

## 3. サービス・作業

- 設計(チャンネル設計、電波調査、アドレス設計、VLAN 設計、ルーティング設計 等)
- 構築・設定・試験・切替作業
- 既存環境からの移行支援
- 運用マニュアル、設定一覧、ネットワーク構成図の作成・納品
- 保守・サポート(7 年間)

### 3.4-1. 無線 LAN アクセスポイント仕様 一般仕様

- IEEE802.11ax(Wi-Fi 6)以上に対応し、2.4GHz 帯および 5GHz 帯を同時利用できること。NEXT GIGA における高密度教室環境での利用を想定する。
- 教室において 1 台あたり利用環境下における同時接続端末数(40 台以上)が安定動作すること。
- 有線インターフェースは 1Gbps 以上とし、可能であれば 2.5GbE 等のマルチギガビットに対応していることが望ましい。
- PoE 給電(IEEE802.3at 相当以上)により動作し、天井設置に適した形状であること。
- 文科省・NEXT GIGA 向け学校ネットワークの推奨構成に合致する設計思想(全教室カバー、クラウド利用前提)であること。

### 3.4-2. 無線機能・性能

- 2.4GHz 帯:20MHz または 40MHz チャンネルに対応すること。
- 5GHz 帯:DFS 帯域利用時も教育現場で安定運用できること。
- 高密度教室を想定し、Dual 5GHz 等により 1 台で複数 5GHz チャンネルを扱える機能を有していることが望ましい。
- ビームフォーミング、バンドステアリング、ローミング最適化機能等を備え、授業中の途切れを最小化できること。
- 弱い信号端末のローミングを促進する「弱電界端末制御」や同等機能を有すること。
- 5個以上のマルチ SSID に対応すること。

### 3.4-3. セキュリティ・認証

- WPA2-Enterprise/WPA3-Enterprise に対応し、RADIUS サーバや ID 管理基盤との連携が可能であること。
- マルチ SSID により、生徒用・教職員用・来客用等のネットワークを分離できること。
- MAC アドレスフィルタリング、アクセスポリシー制御等の基本的なアクセス制御機能を有すること。
- Windows 端末のドメイン参加・Azure AD 参加等を考慮し、802.1X(EAP-TLS 等)を用いた証明書ベース認証との連携が可能であること。
- Windows Update や Microsoft 365 利用時のトラフィックが集中しても、AP が帯域制御・端末制御機能により性能劣化を最小限に抑えられることが望ましい。

### 3.4-4. 管理・運用

- WLC(機能も可)を冗長化構成として導入すること。クラウド集中管理も可とする。または WLC が故障した際に通信が継続可能であること。
- 本仕様の無線 LAN コントローラーにより集中管理できること。
- ファームウェア更新を一括配信でき、計画停止時間を設定できること。
- 設定テンプレート機能により、24 校分の AP 設定を効率的に複製・展開できること。
- 既存継続の(PoE 含)スイッチ群等も含めた集中管理できることが望ましい。

### 3.4-5. 無線 LAN コントローラー仕様

#### 3.4-5-1. 機能要件

- 本調達対象の AP(約 900 台)を一元管理でき、将来増設も考慮し余裕を持ったライセンス体系とすること。
- AP の自動認識・自動登録機能を有し、設置後速やかに管理下に組み込めること。
- SSID、暗号化方式、VLAN 等の設定を集中管理し、校種ごと・学校ごとにポリシーを分けて適用できること。
- クラウドによる提供も可とする。

#### 3.4-5-2. 可用性・性能

- コントローラーの冗長構成(クラスタ構成または HA 構成)が可能であり、いずれかの故障時も AP のサービスを継続できること。
- 機器およびライセンスは、授業時間帯の全校同時利用を想定し、トラフィックに対し十分な処理性能を有すること。
- クラウドによる提供も可とする。

#### 3.4-5-3. モニタリング・ログ

- 各 AP・各クライアントの接続状況、電波強度、トラフィック量等を可視化できること。
- 障害・イベントログを保存し、CSV 等でエクスポートできること。
- 学校単位での利用状況レポートを出力できることが望ましい。
- クラウドによる提案も可とする。

#### ■クラウドによる提案の場合

- クラウドサービスとしては SLA 99.99%以上であること。
- ISMAP を取得していること。
- 管理者によるネットワーク運用および障害対応を支援するため、生成 AI チャットによる問い合わせ機能を有すること。
- ファームウェアアップグレード後、ネットワーク管理者により前のバージョンへロールバックすることが可能なこと。

### 3.4-6. LBO 用ルーター仕様(Cisco Secure Access 接続)

\*2026年9月に新規WAN環境(19学校 10G化、5校は1G)の回線業者による接続が開始するので、その業者とも連携して本業務を遂行すること。なお本事業と同時に回線業者も調達を予定しているため、回線業者が確定次第、本件受託業者には速やかに連携する。

上記に従って、鳥居本小学校、鳥居本中学校、亀山小学校、稲枝西小学校、稲枝北小学校 計5校は1G接続  
その他19校は10G接続として機器の設置・運用保守を実施すること。

#### 3.4-6-1. 概要

- 各校に設置し、学習系ネットワークからのインターネットアクセスをローカルブレイクアウトするルーターとする。
- 既存の Cisco Secure Access(旧 Umbrella SIG 等)との IPSec VPN 接続を継続し、学習系インターネット通信が引き続き Cisco Secure Access を経由してセキュアに制御されることを要件とする。

#### 3.4-6-2. IPSec VPN・スループット要件

- 各拠点からの IPSec トンネルは、Cisco Secure Access の仕様に基づきトンネルあたり最大 1Gbps 程度のスループットを想定し、必要に応じて複数トンネルを束ねることでスループットの向上を実現できる構成とする(ECMP 等での負荷分散)。
- 10G 対応機器の場合、装置自体は 10Gbps クラスのインターネット接続サービスに対応可能な性能を有すること(例:10GbE ポートを複数搭載し、IPSec 有効時の合計スループットで数 Gbps 以上を保証できること)。
- Cisco Secure Access の Network Tunnel 機能がサポートする標準的な IPSec/IKE 方式に対応していること(IKEv2、AES 暗号、SHA ハッシュ等)。
- Cisco Secure Access を含む主要な SASE/SSE サービスとの IPSec 接続に対応し、導入実績または相互接続検証結果を有すること。
- ルーター1台あたり複数トンネルを設定可能であり、必要に応じて冗長構成(複数トンネルによる ECMP)をとれることが望ましい。
- Dead Peer Detection(DPD)等のヘルスチェック機能に対応し、トンネル断検知と自動再接続が行えること。

### 3.4-6-3. LBO・ルーティング要件

- 学習系 VLAN からのインターネット向けトラフィックを、原則として LBO ルーターでローカルブレイクアウトし、Cisco Secure Access の IPSec トンネルを経由させる構成が可能であること。
- 必要に応じて、校務系ネットワークとのルーティング(スタティックルートまたは BGP 等)を柔軟に設定可能であること。
- NAT 機能を有し、LBO 経路におけるアドレス変換を適切に行えること。

### 3.4-6-4. 性能・インターフェース

- 各校のインターネット回線帯域(例:数百 Mbps クラス)を十分処理できるスループットを有し、IPSec 有効時においても授業利用に支障がないこと。
- 物理インターフェースは 1Gbps 以上の WAN/LAN ポートを複数搭載し、必要な VLAN を収容可能であること。
- 10G 対応機器の場合、10Gbps ベストエフォート回線を前提とし、WAN 側に 10GbE ポートを 1 ポート以上、LAN 側に 1Gb を複数または 10GbE 1ポート以上(L3 側10G 化提案の場合)を備え、学校内のマルチギガ/10G スイッチと接続できること。
- IPSec 有効時の実効スループットが、授業時間帯における全校同時利用を想定したトラフィック(Windows Update、クラウドストレージ利用、動画教材等)を処理可能な性能を有すること。

### 3.4-6-5. セキュリティ・運用

- ファイアウォール機能により、校内ネットワークからの不要な宛先・ポートを制限できること。
- 管理者用の Web GUI または CLI を備え、集中管理(必要に応じてクラウド管理)にも対応可能であること。

### 3.4-7. 設計・構築・試験

- バンダーは、各校の既存ネットワーク構成をヒアリングのうえ、AP 配置計画・チャネル設計・VLAN 設計・IP アドレス設計等を行うこと。
- Windows 端末を対象にした Wi-Fi 設定配布(例: Intune for Education 等の MDM 利用)を想定し、SSID 構成や認証方式が Windows の管理機能と整合するよう設計すること。
- 対象の19校に関しては 10Gbps LBO 回線を前提に、Cisco Secure Access との IPSec トンネルを複数本構成し、ECMP 等による負荷分散で 10Gbps クラスの帯域を有効活用できることを検証すること。
- 代表校において事前検証(PoC)またはパイロット導入を実施し、Cisco Secure Access との IPSec 接続および LBO 動作、授業時のトラフィック負荷に問題がないことを確認すること。
- 全校導入後、教室・会議室・第 2 職員室での接続試験(端末複数台同時接続)を行い、結果を報告書として提出すること。

### 3.4-8. 保守・サポート

- 保守期間は原則 7 年間とし、ハードウェア故障時の交換、ソフトウェアアップデート、問い合わせ対応を含む運用保守に対応すること。
- 授業に影響のあるような重大障害時には、SLA(例:1時間以内の一次対応、翌営業日までの復旧目標)を明示すること。
- 教育委員会および各校からの問い合わせ窓口を一元化し、障害受付・進捗報告を行う体制を整備すること。

### 3.4-9. メーカー・互換性・実績

- 無線 LAN 機器および LBO ルーターは、学校・自治体向け導入実績があり、GIGA スクール/NEXT GIGA 向けネットワーク構築事例を有するメーカーの製品とすること。
- Cisco Secure Access(Umbrella SIG 等)との IPSec 接続実績がある装置、もしくは Cisco Secure Access を含む主要な SASE/SSE サービスとの IPSec 接続に対応し、導入実績または相互接続検証結果を有すること。

### 3.5 対象教室

各校に設置する無線 LAN アクセスポイント数

#### ■現行→更新分

①小学校(17校) ②中学校 7校

\*設置場所等詳細は別紙-1「既設アクセスポイント一覧」エクセルファイルによる。

#### ■追加分

①小学校(17校)

	校長室	保健室	会議室	相談室	特別支援学級	その他	合計	その他備考
城東小学校	1	1	2	1		1	7	特別活動室
城西小学校	1	1					4	
城南小学校	1	1		1	1	2	9	多目的、SSR
平田小学校	1	1		1			6	
城北小学校	1	1					3	
佐和山小学校	1	1	1		1		5	
旭森小学校	1	1		2		3	8	特別活動室 2、研修室 1
城陽小学校	1	1		2		1	6	特別活動室
若葉小学校	1	1		1			4	
金城小学校	1	1		1		1	6	特別活動室
鳥居本小学校	1	1	1	1			6	
河瀬小学校	1	1	1			2	6	通級
亀山小学校	1	1	1	1			7	
高宮小学校	1	1		1		1	5	特別活動室
稲枝東小学校	1	1		1			5	
稲枝西小学校	1	1		1			5	
稲枝北小学校	1	1					4	
合計	17	18	6	14	2	10	67	

## ②中学校 7校

	校長室	保健室	事務室	第2職員室	会議室	相談室	その他	合計	その他備考
東中学校	1	1	1	3	2	3		12	
西中学校	1	1	1					4	
中央中学校	1	1	1	3		1	1	9	生徒会室
南中学校	1	1	1	3	1	2	1	12	体育館は柔剣道場、その他は通級
彦根中学校	1	1	1	2		1	1	8	特別活動室
鳥居本中学校		1				2		5	
稲枝中学校	1	1	1		3	2		9	
合計	6	7	6	11	6	11	3	50	

※計117台に対しては、POE SW振り分けに必要なLAN配線(cate6A)およびPOE容量が不足する場合はその対策を実施すること。

## 4. 品質管理

### 4.1 基本要件

本システムは、将来、児童生徒が学校教育において1人1台端末を利用するために重要なネットワーク基盤であり、障害の発生は直接学校運営に影響するものである。よって、高い品質を維持する為に以下の要件を満たすこと。

- (1)構築体制に、品質管理責任者を設置し、品質管理に従事させること。
- (2)関連法規等を十分に考慮して、対応すること。
- (3)旧システムからの切替、接続変更等に関してはその方法、新規構築・集約完了基準などについて当市の承認を得ること。
- (4)その他、品質を維持管理する為の手法を提案すること。

## 5. 納品

### 5.1 納品物

本業務において予定する成果物は次のとおりである。

成果物の内容の詳細については、本業務委託先と別途協議の上、決定する。

(1)ハードウェア納品物

(2)ソフトウェア納品物(ソフトウェア説明書、ソフトウェア電子媒体、ライセンス等)

本業務において予定するソフトウェア成果物は以下のとおりである。

成果物		内容
1	図面一式	本事業に関する工事・配線図面等一式
2	操作マニュアル	システム操作マニュアル
3	運用設計書一式	運用手順書、障害回復手順書
4	機器説明書一式	機器に関するメーカー各種取扱説明書
5	設計・構築書式 一式	
	①	ネットワークの構成図(論理、物理)
	②	ネットワーク機器の設定情報
	③	ルーティングポリシーとその設定が記された NW 図(ルーティングポリシーを構成する場合)
	④	VLAN 構成図(VLAN を構成する場合)
	⑤	校内配線図
	⑥	試験成績表(ケーブル試験含む)
	⑦	施工写真
6	会議及び打合せ議事録	会議及び打合せに関する議事録および資料
7	機器一覧	導入機器の型番、シリアル番号の管理表

### 5.2 納期

各納品物の納期については、別途協議の上決定する。

### 5.3 納品場所

別途提示する各校へ必要数を設置し、配線作業を実施するものとする。

### 5.4 その他

機器等設置時に生じる梱包材等は持ち帰ること。

### 5.5 検収

検査の結果、成果物の全部又は一部に修正が必要と判断された場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な改修を行った後、指定した日時までに修正内容を反映した成果物を納入すること

## 6. 保守・運用に関する要件

既存継続の機器保守業者と連携して、本業務の運用・保守を遂行すること。

現行構築業者は NEC ネットズエスアイ株式会社 京滋支店

現行保守・運用業者はトーテックアメニティ株式会社

### 6.1 保守・運用について

#### (1) 保守体制

- ・本事業の導入対象機器全てにおいて、運用期間(7年間)の保守業務を実施すること。
- ・(センドバック交換等で提供される機器に)速やかな機器の交換を実施すること。
- ・利用に必要な設定を実施すること。
- ・窓口を一元化すること。
- ・アフターサービス、修理、部品提供等を7年間速やかに行うことができる体制を有すること。
- ・機器等の納入に当たっては、本システムの構築及び運用を支障なく行うことができるよう、開発元・販売元からのサポートを確実に受けることができること。

#### (2) ハードウェア保守

- ・月曜日～金曜日 平日8:30～17:30 の保守対応時間とする。
- ・本市まで2時間以内に対応できる保守拠点を有すること。
- ・原則として当日15:00までに依頼した障害の場合は、当日中にエンジニアが来庁し部品交換等の修理対応を実施すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- ・受付方法は、コールセンターへの電話による対応とする。
- ・ネットワーク機器
  - 機器納品時の設定状態まで戻すこと。
  - OS の脆弱性等が発表された場合、情報提供や、バージョンアッププログラムの提供を行うこと。

#### (3) ソフトウェア保守

- ・導入するソフトウェア(ネットワーク監視ソフト)において、運用期間の保守業務を実施すること。
- ・ソフトウェア保守業務に対しては、以下の内容を実施すること。対応が異なる場合は、その旨提案書に記載すること。
- ・保守対応時間は原則、平日8:30～17:30 とする。
- ・電話/FAX/e-mail での受付及び、問題解決支援、技術情報提供を行うこと。
- ・修正プログラム、バージョンアッププログラムの提供を行うこと。

## 7. その他留意事項

---

### 7.1 関連法規

関連法規及び本市条例および本市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

### 7.2 守秘義務

本業務において知り得た情報は本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。

### 7.3 情報セキュリティ管理

受託者は情報セキュリティ管理を行い、各工程において、情報セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぎ、発生した場合に被害を最小限に抑えること。

### 7.4 契約不適合責任

契約不適合責任は、当初契約の期間中とする。

### 7.5 その他

その他、本仕様書に記載のない事項に関し、必要と思われるものは別途協議の上、決定すること。

## 8. 担当窓口および問合わせ先

---

担当部署： 彦根市教育委員会事務局 学校 ICT 推進課  
所在地： 〒522-8501 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号  
連絡先： TEL:0749-24-7975 FAX:0749-23-9190  
E-mail: ictsui@mx.hikone.ed.jp  
担当者： 大西・宮川

## 9. 参加資格等

本見積の提出に関する、参加資格として以下の要件を全て満たすことを前提とする。

### 9.1 提案資格・条件について

#### (1) 提案資格について

- ① 彦根市の入札参加資格者名簿に登録を受けている者であること。
- ② 彦根市から入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項もしくは第19条の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑤ 彦根市暴力団排除条例(平成23年彦根市条例第17号)第6条の規定により、次の(ア)から(カ)の要件に該当する者でないこと。
  - (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
  - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
  - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ⑥ 近畿圏において人口概ね5万人以上の自治体において学校の情報化業務(当該業務または類似業務)の実績を有すること。
- ⑦ 過去5年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いがないこと。
- ⑧ 過去5年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いが無いこと。
- ⑨ ISMS(27000)の認定を取得しており、更新していること。
- ⑩ ネットワークスペシャリストの有資格者をプロジェクトに参画させること。
- ⑪ 情報処理安全確保支援士の有資格者を当該プロジェクトのセキュリティ責任者に参画させることが望ましい。

- ⑫ 本業務に参加届後、委託業者決定までの間においても参加資格要件を満たすこと。
- ⑬ 本ネットワークは行政ネットワークとも密に連携することもあり、国等と同様に広義にサイバーセキュリティ確保の観点からサプライチェーン・リスクを考慮した製品・ソリューション・サービスにより提案すること。
- ⑭ 特に工事規模等による建設業法およびその他関連法規を遵守すること。

## 9.2 企画提案参加について

(1) 本件企画提案に参加する事業者は、下記の通り「プロポーザル参加意思表明書(様式1)」に必要事項を記入して提出すること。

- ① 受付期間 令和8年4月10(金)から令和8年4月22日(水)午後3時まで
- ② 提出方法 直接担当課の窓口へ持参するか、もしくは郵送のいずれかの手法のみとする。  
直接持参する場合は、「8. 担当窓口および問合わせ先」記載の担当者へ事前に電話連絡の上、直接持参すること。また、郵送する場合には、必ず「特定記録郵便」とすることとし、提出期限日までに到着すること。
- ③ 参加辞退の場合 プロポーザル参加意思表明書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届(様式2)」を「8. 担当窓口および問合わせ先」記載の担当者まで提出すること。

## 9.3 質問および回答について

本書等に対する質問については、「質問表(様式4)」に記載の上、以下に記載する手順等を遵守し提出すること。

- ① 提出期限 令和8年4月22日(水)午後3時まで  
期限後の質問は一切受け付けない。
- ② 提出方法 「8. 担当窓口および問合わせ先」に記載のメールアドレスあてに電子メールに添付し送信すること。
- ③ 質問の回答 質問に対する回答は、一括して令和8年4月28日(火)に参加意思表明書を提出した全てに電子メールにて回答を行う。

# 第10章 企画提案書の作成要領

## 10.1 企画提案書の作成

企画提案書を作成する際は、下記条件を遵守の上作成すること。

(1) 企画提案書の規格

- ① 様式は特に定めないが、A4用紙・文字のサイズは、10.5ポイント以上とする。  
ただし、スケジュールや図表等で一部A3用紙を使用しても良い。

- ② まえがき、あとがき、目次等を含め全部で概ね 50 ページ以内とする。
- ③ 言語は日本語のみとする。
- ④ 記述内容はできる限り平易な用語を用い、専門用語のみの記載を避けること。  
(専門用語や略語等を使用する場合は、説明書きを付ける事)
- ⑤ 電子データは、Microsoft Office 2019以上 (Word・Excel・Power Point)形式とする。

## (2) 企画提案書の構成

- ① 企画提案書は、「仕様書(本書内)」の内容を踏まえ、「企画提案書評価シート(添付1)」項目番号1～5に基づき記載することとし、記載順序についてもその通りとする。
- ② 本市に有意義であると考えられる提案があれば、追加記載すること。
- ③ 企画提案書に記載する内容は、別途提出の「経費見積書(様式任意)」の内容と一致しているものとする。見積りに含めないものを企画提案書に記載する場合は、その内容が明確になるよう分かりやすく記載し、導入した場合の費用まで記載すること。見積りにについても、提案の範囲内と提案範囲外を明確にすること。

## 10.2 経費見積書の作成

経費見積書を作成する際は、下記の条件を遵守の上作成すること。

### (1) 経費見積書の規格

- ① 「経費見積書(様式任意)」を提出すること。
- ② 通貨単位は円とすること。
- ③ 必要なハードウェア、ソフトウェアおよび作業費用等、全て見積もること。
- ④ 「仕様書(本書内)」に記載されている要求事項等は全て満たされることとする。
- ⑤ 見積書には、明細を添付すること。

## 10.3 実績表の作成

### (1) 実績表の規格

- ① 「導入実績表(様式3)」を使用すること。

### (2) 実績表の記載

- ① 提案事業者の本業務の履行に資する類似案件の実績について記載すること。
- ② 企画提案書を提出する時点で稼働しているものと構築中がわかるように記載すること。
- ③ 元請、下請の別がわかるように記載すること。また、下請の場合は、実際に提案事業者が担当した業務内容を提供範囲に記載すること。

## 第11章 企画提案書の提出

本件企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

### 11.1 提出書類

#### (1) 提出書類

企画提案書

経費見積書(様式任意)

導入実績表(様式3)

機器、製品カタログ(提案する機器、ソフトウェア等の仕様が確認できる資料)

### 11.2 提出期限及び提出方法

#### (1) 審査用書類の提出方法および提出期限

- ① 提出期限 令和8年5月25日(月)午後3時まで
- ② 提出部数 (ア) 企画提案書: 簡易製本したものを作成し、押印した正本を1部、副本(写し)を10部提出すること。様式は特に定めないが、A4サイズ両面印刷とし、枚数は50ページ以内とするが、プレゼンテーションの時間内に全て説明できる程度の量とすること。  
(イ) 導入実績表(様式1): 押印した正本を1部、副本として9部ずつ提出すること。  
(ウ) 経費見積書: 代表者印を押印した見積書を1部提出すること。  
(エ) 上記ア・イを格納した電子媒体(CD-R)を1部提出すること。各資料のファイル形式は、Microsoft Office (Word・Excel・Power Point)とすること。  
(オ) 機器、製品カタログ: 提案する機器、ソフトウェア等の仕様がわかるカタログ等を10部提出すること。
- ③ 提出方法 「8. 担当窓口および問合わせ先」記載の担当者へ事前に電話連絡の上、直接持参すること。それ以外(郵送・宅配便、電子メール等)での提出は不可とする。
- ④ 注意事項 (ア) 提出期限を過ぎた場合、企画提案書は受け付けない。  
(イ) 公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が提案事業者の瑕疵によるものではなく、かつ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。  
(ウ) 提出書類は返却しない。また、提出した資料の差替えおよび再提出は認めない。  
(エ) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

### 11.3 企画提案のための費用負担について

本企画提案に係る費用は、全て提案事業者の負担とする。

## 11.4 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後における提案内容、見積金額の差し替え、追加・削除等はいかなる理由であっても認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には、追加資料を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- (6) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、本業務受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部または全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

## 第 12 章 審査方法および提案評価基準

### 12.1 審査方法

#### (1) 提案プレゼンテーションの実施

提案事業者については、提出した企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行う。

- ① 日時 令和8年6月3日(水)(詳細は後日案内する)
- ② 場所 彦根市教育委員会  
プレゼンテーション時間:1時間以内(準備及び撤収時間を含む)  
(企画提案書等の説明 40分 質疑応答時間 10分を予定)
- ③ 機材 プレゼンテーションで利用する機器については、提案事業者が準備すること。  
但し、スクリーンは、本市が準備することが可能であるので事前に教育総務課担当者まで連絡すること。
- ④ 選定委員 選定委員会委員 8名程度
- ⑤ 提案事業者 出席者は5人までとする。説明は、本業務受託決定後のプロジェクト管理責任者が主となって行うこと。質疑応答の対応については、原則、プロジェクト管理責任者が行うこととするが、内容によっては、別の者が回答することも可能とする。

#### (2) 提案プレゼンテーションの審査方法

提案プレゼンテーションの審査は、選定委員が「12.2 評価方法および評価基準について」に従い実施する。審査は、企画提案書とプレゼンテーションの内容及び見積りに基づいて実施する。

#### (3) その他

- ① プレゼンテーションは、企画提案書の内容にて実施すること。
- ② 提案事業者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 12.2 評価方法および評価基準について

### (1) 評価方法

審査における評価項目は以下のとおりとする。

#### ① 評価項目

審査区分	評価項目	主な評価内容	評価者	
審査内容	提案点	・企画提案書 ・プレゼンテーション	・企業としての信頼性 ・事業遂行に関する考え方 ・本件導入システムの考え方 ・彦根市要件の理解度、適応度 等々	・選定委員
	価格点	・構築費、工事費用 (書面)	・導入経費 ・工事費用	・計算式

### (2) 配点

提案点と価格点の割合は「8:2」とする。

内訳は以下に記載する。

- ① 審査の評価点の合計点数は1,000点とし、各項目の配点は下記のとおりとする。

No	評価項目	評価点
1	提案点(企画提案書、プレゼンテーション)	800点
2	価格点(構築費、運用保守費)	200点

### (3) 評価基準と算出方法

#### (ア) 提案点の評価基準

「企画提案評価シート(添付1)」の各項目を4段階で評価を行い、その結果を集計し、平均点を提案点とする。

評価区分は以下の通りとする。

区分	評価点	評価内容
A	100%	要求事項について十分要件を満たしており、さらに有益な提案がある。
B	60%	必要最低限の要件を満足している。
C	30%	やや要件を満足していない。
D	0%	要件を満たしていない。

#### (イ) 価格点の計算式

価格点については、提出された見積りにより、下記の通りとする。

#### 【価格点の計算式】

$$\text{価格点} = 200 \text{点} \times (1 - \text{提出見積価格} / \text{見積限度額})$$

小数点以下第二位を四捨五入

## 12.3 評価方法および評価基準について

(1) 合計点数が最も高い事業者を最優先事業者、次に合計点数が高い事業者を次点事業者とし、最優先事業者と契約締結に向けた個別交渉を行う。

但し、「D」評価が多く、業務に支障をきたすと判断した場合は、最優先事業者としない場合がある。

(2) 最優先事業者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点事業者と個別交渉を行う。

なお、合計点数が同数の場合には、提案点の高い事業者を最優先事業者とする。

## 12.4 審査結果通知

参加意思表明書を提出した全業者(参加意思表明書提出後に辞退した事業者を除く。)に文書にて、令和8年6月10日(水)(予定)に郵送にて通知する。

## 第13章 契約方法

- ① 選定委員の厳選なる審査により選定された最優秀提案事業者は、第1位の優先交渉権者であり、対象業務について協議を行い、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、最優秀提案事業者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

## 第14章 企画提案の停止、中止および取り消し

緊急等やむを得ない理由により、本事業を実施することができない場合は、本事業を停止、中止または、取り消すことがある。この場合において見積りに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

## 第15章 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 経費見積書の金額が「2.3 調達上限金額」で示す金額を超過した場合

以上